

心身障害乳幼児療育ネットワークシステム 事業に関する研究

樋口 貞夫*

要約：秋田県福祉保健部では昭和62年度から心身障害児福祉対策として、心身障害児の早期発見から早期療育までの一貫した体制を確立し、適切な療育ができるよう心身障害乳幼児療育ネットワークシステム事業を実施するため、障害福祉課を担当課とし、保健、福祉、医療の関係各課及び、保健所、福祉事務所、児童相談所等と協議しながら検討を進め、更にその間半年の試行実施を行って事業の内容と実施方法について関係機関と見直しを行ってきた。

これらの経緯を経て平成3年度から実施しようとしている事業と今後の課題について報告する。

見出し語：情報集積、ケース診断・処遇会議、地域療育推進会議、巡回療育指導班、

1. 研究の方法

昭和62年から昭和63年にかけて本事業の構想と実施要綱について検討し、昭和63年10月より平成元年3月まで全県一斉に試行実施を行った。

平成元年度は各実施機関から試行時における問題点、意見等の報告を受け、それに対する対応を検討のうえ、平成2年度は本格的実施に当たっての事業内容とその実施要綱を作成するため関係機関と協議を行ってきた。

その開催の状況は、①保健所、福祉事務所職員による県内ブロック会議、②実施関係機関（児童相談所、肢体不自由児施設、小児療育センター）の代表による検討会、③保健所保健係長

会議、次長会議、所長会議、④児童相談所職員・福祉事務所児童福祉司会議等があり、更に県保健対策協議会母子保健部会での協議も予定している。

2. 結果

これ等の協議を通じて、

(1)心身障害児の発見については、県内全市町村において乳児健診、1才6カ月・3才児健診が実施されており、更に何等かの問題のある乳幼児に対して精密検査が行われ、これらの過程でほぼ把握できる。

(2)心身に障害が発見された乳幼児に対しては市町村、保健所、福祉事務所、児童相談所等による何らかの相談、指導が行われている。

秋田県福祉保健部障害福祉課*

との共通理解が得られた。一方、

(1)障害が発見された児童のデータの集積管理、フォロー体制が不十分である。

(2)出生から就学、その後に至るまでの療育が一貫して行われていない。

(3)地域における療育の実施体制が全県的に確立されておらず、地域間に格差がある。

(4)小児療育センターと児童相談所の連携が不十分である。

(5)地域の療育事業において医療機関との連携が十分行われていない。

等療育事業、体制については多くの課題が出された。

これらを基に、さらに検討をした結果、今後本事業を実施するためには、条件整備をしてから実施するのではなく、現在実施されている検診、相談、療育の各事業を現状のまま活用し、当面実施可能な全県共通な最小限のルールを設定し、今後徐々に充実を図っていくことを基本にしてすすめることとし事業体系を(別表1)のとおり構想した。

3. 事業と内容

(1)対象児の情報集積、管理については、各保健所が実施機関となり、各種検診事業や相談事業等で発見された対象児、居住地の変更、療育事業への参加、変更等の経過についても報告を受けることにした。

また、対象児の療育指導上データを要請された場合、本システム事業の構成機関及び医療機関については直接提供することにしたが、これ以外の機関から要請されたデータで診断、判定の内容等プライバシー保護に関わる事項については、保護者の同意を得た上でその診断、判定を実施した機関から提供してもらうことにした。

医療機関からのデータ集積は、本事業の推進するうえで、欠くことのできない要素であり、現在、秋田大学医学部附属病院及び秋田県医師会等に協力要請し、協議を重ねている。

(2)集積された対象児の早期診断(判定)と適切な療育について協議するため、各保健所単位で市町村、福祉事務所、地元医療機関等によるケース診断・処遇会議を実施することにした。

この会議は、市町村及び保健所が実施している各種一次検診や二次検診(精密検査)において、定期的に何らかの働きかけの必要な要観察児(経過観察児)とされた乳幼児への対応を充実させるため、要観察児の再診断(判定)と処遇の検討を重視することとした。

この診断処遇会議には、要請に応じて巡回療育・指導班(後述)の専門スタッフによる技術援助等を行う体制を設定した。

(3)療育事業については、施設入所以外に障害児保育、心身障害児通園事業、心身障害乳幼児地域療育事業、心身障害児施設地域療育事業、地域集団訓練事業で対応しているほか、新たに要観察児の母子へのグループワークを行う子ども療育相談事業を設置し、12保健所中8カ所で実施している。

しかし、地域的には市町村の対応や療育にかかわる施設、事業の整備状況に格差があり、全県的に必要な療育が適宜受けられるよう整備を進める必要があり、そのため各保健所単位の地域療育体制の充実を図るため、保健所、福祉事務所、市町村等関係者による地域療育推進会議を設置し協議することにした。

(4)ケース診断・処遇会議を経ても療育方針の未確立な児童及び引き続き経過観察を要する児童等の早期療育の促進を図るため、肢体不自由児施設、児童相談所、小児療育センターのス

スタッフによる巡回療育・指導班を設置し、ケース診断・処遇会議に参加するほか、地域の療育事業へ指導も行うことにした。

考察

①本事業の充実には、医療機関との連携が不可欠である。これから実施しようとしている内容では医療機関と実施事業との間で十分な連携を得られる状況までに至っていない。

今後、秋田大学医学部や県医師会の協力を得ながら、医療機関はじめ広い分野からの代表による協議・検討する組織を設置し、本事業の充実や、広く小児保健医療について意見や提言が得られ、更に連携が深められるようにする必要がある。

また、増加傾向にある重度、重複障害者に対する適切な療育体制の構築も必要である。

②発見された対象児の受け皿としての療育事業の充実にあたっては、発見から療育までのマニュアルや経過観察児指導プログラムの作成も必要であり、また、中央児童相談所、肢体不自由児施設、小児療育センターが地域の療育活動に援助できる機能を充実させなければならない等、その実践方策を今後の課題として検討していきたい。

心身障害児幼児療育ネットワークワークシステム体系図

	1次療育圏 市町村	2次療育圏 正城市町(市部)	3次療育圏 県
家 持 手 順			
療 育 ・ 相 談 事 業	<p>○早期発見・相談活動</p> <p>1. 各種乳幼児発達検査で心身障害児と診断(確定)された者(障害をもつ疑わしい者を含む)の把握</p> <p>2. 家庭訪問等での情報</p> <p>医療機関からの情報及び家庭訪問等で把握に基づく対象児の把握</p>	<p>○ケース検討推進会議</p> <p>対象児(在宅)の経過の検討及び往診相談児の再診断(確定)</p> <p>○対象児の情報集積</p> <p>1次療育圏からの情報に基づく対象児の情報集積</p> <p>○地域療育推進会議</p> <p>保健所、福祉事務所、市町村等関係機関で構成し、地域療育の充実について協議</p>	<p>○巡回療育指導法</p> <p>地域における療育事業への援助</p> <p>○早期発見、早期療育に関するマニュアルの作成</p> <p>○1次、2次療育圏への支援</p> <p>○関係機関の研修</p> <p>○道民、医療関係児童発達センターを必要とする障害児への対応</p>
療 育 ・ 相 談 事 業	<p>乳児健診診査</p> <p>診断区分 正城市町(市部) 市部(市部)</p>	<p>医療機関、相談所</p>	<p>医療機関、相談所</p>
療 育 ・ 相 談 事 業	<p>障害児療育指導</p> <p>心身障害児通学事業</p> <p>訪問相談指導</p> <p>地域療育との連携</p> <p>折法訪問指導</p> <p>保健活動での把握</p> <p>医療機関等からの情報</p>	<p>幼稚園の園庭</p> <p>訪問指導</p> <p>子ども発達相談事業</p> <p>重症心身障害児訪問指導</p> <p>心身障害児通学療育事業</p> <p>心身障害児発達相談地域療育事業</p> <p>心身障害児発達相談地域療育事業</p> <p>心身障害児発達相談地域療育事業</p>	<p>道民、重症障害児の常時監視センターの実施</p> <p>巡回療育指導の実施</p> <p>関係機関との連携</p> <p>関係機関研修の実施</p> <p>精神医療関係機関(人、施設)</p> <p>肢体不自由児福祉(人、施設)</p> <p>児童発達圏事業</p> <p>重症心身障害児施設</p>

※印は資料提供



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



要約:秋田県福祉保健部では昭和 62 年度から心身障害児福祉対策として、心身障害児の早期発見から早期療育までの一貫した体制を確立し、適切な療育ができるよう心身障害乳幼児療育ネットワークシステム事業を実施するため、障害福祉課を担当課とし、保健、福祉、医療の関係各課及び、保健所、福祉事務所、児童相談所等と協議しながら検討を進め、更にその間半年の試行実施を行って事業の内容と実施方法について関係機関と見直しを行ってきた。

これらの経緯を経て平成 3 年度から実施しようとしている事業と今後の課題について報告する。